# 2019 年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

# 1. 対象期間

2019年4月1日 ~ 2020年3月31日

# 2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類	
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005 年度~2009 年度)		
		50%以上(2010年度~2014年度)	85%以上	
		70%以上(2015 年度~)		
	実績	96. 1%	94. 6%	

# 3. 再資源化等の状況

	ASR		エアバッグ類		フロン類 ※3	
	指定引取場所での 引取台数 ※4	162, 840 台	取外回収台数	23, 310 台	CFC 引取台数	870 台
	51以口蚁 次4 		│ │車上作動台数 │	116, 054 台		
引取台数	委託全部利用投入 解体自動車台数 ※5	7, 215 台	一部取外回収/	3, 909 台	HFC 引取台数	141, 766 台
	숨 計	170, 055 台	合 計	143, 273 台	合 計	142,636 台
	ASR 引取重量①	26, 284. 9 t	取外回収個数	80, 652 個	CFC 引取重量	115. 0kg
引取量	委託全部利用引渡 ASR 相当重量②	1, 215. 3 t	車上作動個数	423, 248 個	HFC 引取重量	33, 020. 3kg
	合 計	27, 500. 2 t	合 計	503, 900 個	合 計	33, 135. 2kg
	再資源化施設 ※6 ASR 投入重量 ③	26, 058. 8 t	再資源化施設	48, 721. 8		
	再資源化施設 ASR 排出残さ重量④	813. 3 t	引取重量⑦	kg		
再資源化 重量	委託全部利用投入 ASR 相当重量⑤	1, 215. 3 t		46, 078. 4 kg		
	委託全部利用 排出残さ重量⑥	27. 3 t	   再資源化重量® 			
	合計(3-4)+(5-6)	26, 433. 5 t				

#### 4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	項目	合 計			
	項目	🛱 ही	内 フロン類	内 エアバッグ類	内 ASR
収	払渡しを受けた預託金の額(1)	1, 827, 076, 453 円	340, 281, 796 円	357, 067, 396 円	1, 129, 727, 261円
収入	内 預託金利分	232, 680, 033 円		_	
	再資源化等に要した費用 (2)	1, 524, 836, 362 円	249, 914, 040 円	311, 614, 946 円	963, 307, 376 円
支出	内 社内費用(人件費)	11, 977, 656 円		_	
	内 社内費用(システム費)	10, 019, 880 円		_	
リサイクル収支(税引前)(3)					
[(3) = (1) - (2)]		302, 240, 091 円			

### (参考1) リサイクル収支から拠出の費用

公益財団法人 自動車リサイクル	272, 450, 000 円	
高度化財団への拠出(注1) (		_
拠出後の収支(	)	
[(5) = (3) - (4)]	29, 790, 091 円	_

(注1) 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団の詳細はホームページをご覧ください (https://j-far.or.jp/)

#### (参考2) 再資源化等の運営に要したメーカー負担金とメーカーとしてのリサイクル全体収支

	自動車リサイクル促進センターの 運営関連費用	)	68, 770, 916 円	_
	ASRリサイクル関連費用		33, 759, 895 円	_
	合 計	(6)	102, 530, 811 円	_
メー	カーとしてのリサイクル全体収支			
(Δ	は赤字)	(7)		
	[(7) = (5) - (6)]		△72, 740, 720 円	_

### [注記]

※1. ASR (=Automobile Shredder Residue) とは、 使用済自動車から有用資源を回収した後に 残る破砕残さ。

#### ※2. 再資源化率

 エアバッグ類再資源化重量®
 コアバッグ類再資源化重量®

 エアバッグ類再資源化施設引取重量⑦
 コアバッグ類再資源化施設引取重量⑦

- ※3. CFC (=特定フロン CFC12)・HFC (=代替フロン HFC134a) はともにカーエアコン用冷媒。SUBARU は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には 影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。
- ※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。
- ※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先(解体事業者、プレス・せん断処理業者) が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。
- ※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。
- ※7. 上表の合計欄の数値は、各項目の四捨五入の関係上、一致しない場合があります。